

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 12



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿 児 島 県 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)

(環 境 林 務 課 取 扱 い) 1

規 則

鹿 児 島 県 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 39 号

鹿 児 島 県 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 (平 成 15 年 鹿 児 島 県 規 則 第 70 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 3 条 第 2 項 の 表 中 「) が 当 該 認 定 に 係 る 同 条 第 2 項 第 3 号 」 を 「) が 当 該 認 定 に 係 る 暫 定 措 置 法 第 3 条 第 2 項 第 3 号 」 に , 「 公 共 建 築 物 等 に お け る 木 材 の 利 用 の 促 進 に 関 す る 法 律 」 を 「 脱 炭 素 社 会 の 実 現 に 資 す る 等 の た め の 建 築 物 等 に お け る 木 材 の 利 用 の 促 進 に 関 す る 法 律 」 に , 「 第 10 条 第 1 項 」 を 「 第 17 条 第 1 項 」 に , 「 に 従 っ て 同 法 第 2 条 第 3 項 の 木 材 製 造 の 高 度 化 を 行 う 」 を 「 を 実 施 す る 」 に , 「 第 12 条 」 を 「 第 19 条 」 に 改 め , 同 表 に 次 の よ う に 加 え る 。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第16条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	3年以内
環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第19条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第5項第4号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第24条第2項に規定する資金を借り入れる場合又は同法第21条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第5項第4号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第24条第2項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	3年以内

第 4 条 第 1 項 中 「 の うち 」 の 次 に 「 , 県 税 及 び 市 町 村 税 を 完 納 し て い る 者 で あ っ て 」 を 加 え , 「 受 け た 者 」 を 「 受 け た も の 」 に 改 め , 同 条 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

3 前 2 項 の 規 定 に か か わ ら ず , 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 者 は , 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 の 貸 付 け を 受 け る こ と が で き な い 。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 次に掲げる者(以下「役員等」という。)が暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)である者

ア 法人にあっては,役員(非常勤の者を含む。),支配人,営業所等を代表する者その他

いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

イ 法人格のない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

(7) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している者

第 6 条 第 5 項 中 「第 9 条 第 1 項」 を 「第 9 条」 に 改 め る。

第 15 条 第 1 項 中 「確認印を押印した」 を 削 る。

別記第 1 号様式中「氏名 印」を「氏名 印」に改める。

別記第 3 号様式及び別記第 6 号様式中「氏名 印」を「氏名 印」に、

連 帯 債 務 者	住	所	氏	名	印

を

連 帯 債 務 者	住	所	氏	名

に、

償 還 計 画	償 還 計 画									
	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目	8 年 目	9 年 目	10 年 目
	月 日	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額
	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円

を

償 還 計 画 (償還年月 月 日)					
償還年次	償還額	償還年次	償還額	償還年次	償還額
1 年 目 (年)	千 円	6 年 目 (年)	千 円	11 年 目 (年)	千 円
2 年 目 (年)	千 円	7 年 目 (年)	千 円	12 年 目 (年)	千 円
3 年 目 (年)	千 円	8 年 目 (年)	千 円	13 年 目 (年)	千 円
4 年 目 (年)	千 円	9 年 目 (年)	千 円	14 年 目 (年)	千 円
5 年 目 (年)	千 円	10 年 目 (年)	千 円	15 年 目 (年)	千 円

に改める。

別記第 7 号様式中「印」を削る。

別記第10号様式中「印」及び「㊟」を削る。

別記第11号様式，別記第11号様式の 2 及び別記第13号様式から別記第18号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。